

宮崎労働局発表
平成26年8月29日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部監督課
監督課長 塚本 壽隆
主任監察監督官 中村 朝樹
専門監督官 新盛 未弘
(代表電話) 0985(38)8825
(直通電話) 0985(38)8834

住宅建築工事に対する一斉監督指導の実施結果

～ 立入調査実施現場の約7割の現場で法違反～

宮崎労働局(局長 さとう としひこ 佐藤 俊彦)では、管内4つの労働基準監督署(宮崎,延岡,都城,日南の4署)において7月の1か月間を重点月間として実施した木造家屋等の低層住宅建築工事に対する一斉監督指導の結果をとりまとめましたので、公表します。

平成26年度 木造家屋等低層住宅建築工事に対する一斉監督指導実施状況

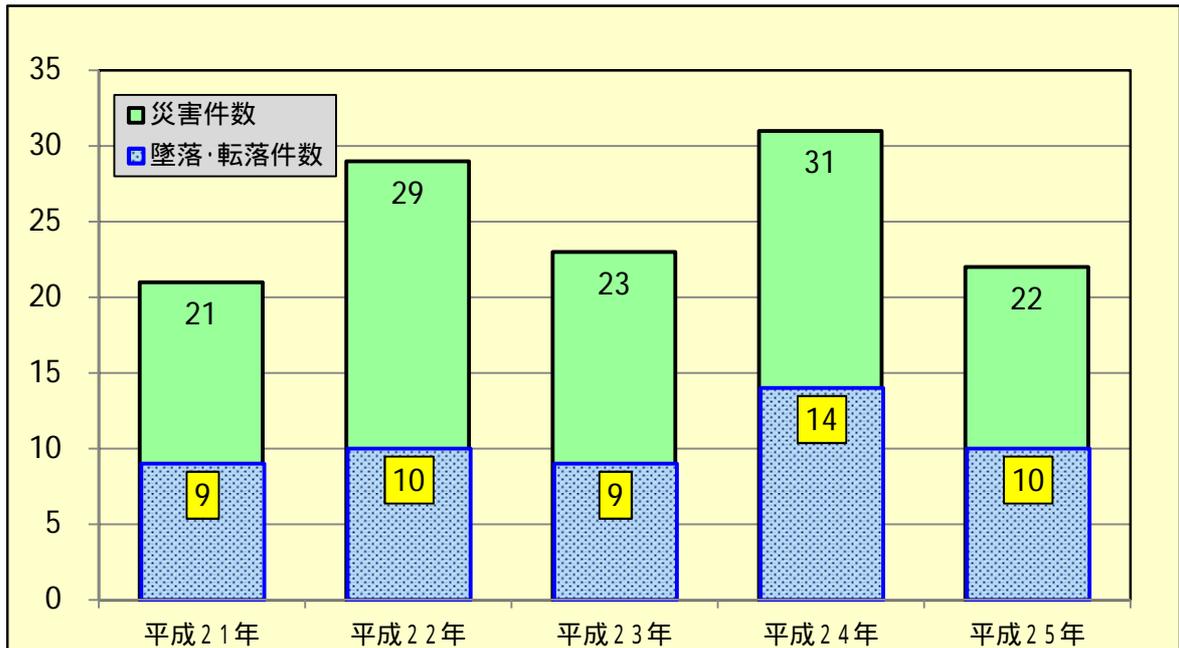
木造家屋等の低層住宅建築工事においては、休業4日以上労働災害が毎年20件以上発生しており、熱中症対策も重要となる7月を重点月間と定め、集中的に監督指導を実施しました。

監督指導を実施した77現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反が認められたのは53現場(違反率68.8%)であり、このうち11現場に対しては、作業停止、立入禁止などの行政処分(*)を行いました。

53現場で認められた労働安全衛生法違反事項は延べ103件で、このうち、死亡や重篤な災害につながりかねない墜落・転落の防止措置に関する違反が46件と違反件数の半数近く認められました。

(*) 足場や開口部での墜落防止措置が不十分な場合や丸鋸等の木工加工機械に安全装置が付いていない場合など、墜落危険箇所での作業の停止、危険箇所への立入禁止、加工機械の使用停止を、その場で命令します。

1 木造家屋等低層住宅建築工事における災害発生状況（休業4日以上）



2 重点月間における指導内容（法違反の概要）

違反事項	件数	比率(%)
足場・はしご等の墜落・転落防止措置等の未整備	46件	44.7%
メッシュシート等の物体の落下防止未整備	16件	15.5%
木材加工用機械の接触予防装置等の未整備	16件	15.5%
足場の最大積載荷重等の非表示	11件	10.7%
木造建築物の組立等作業主任者の未選任、氏名等の未周知	5件	4.9%
熱中症対策未実施	0件	0.0%
その他	9件	8.7%
合計	103件	100.0%

(注) 一つの現場で複数の法違反がある場合があり、法違反合計件数（103件）と違反現場数（53現場）は一致しません。